

事業主様  
事務ご担当者様

神奈川県鉄工業健康保険組合  
理事長 樋口 正信  
(公印省略)

### 令和7(2025)年度健康保険料率及び介護保険料率について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当健康保険組合の事業運営並びに事務取扱につきましては、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さる2月20日(木)に開催されました予算組合会におきまして、令和7(2025)年度予算(健康保険・介護保険)全般に亘る審議がなされ、標記令和7年度の健康保険料率は、前年度同様の料率にて議決承認され、また、介護保険料率につきましては、国が定めた介護給付費納付金に基づき毎年見直しを行い決定することになっており、令和7年度は、現行の17,200/1000から16,900/1000に変更する議決承認がされましたのでご通知申し上げます。

また、任意継続被保険者における標準報酬月額の上限額につきましては、前年(令和6年9月30日)の当組合平均標準報酬月額をもって算定することになっており、令和7年(2025)年度の標準報酬月額の上限は360千円と変更がありませんので、併せてお知らせいたします。

健康保険組合を取り巻く情勢は高齢者医療制度への拠出金等の負担が重く、今後も増加傾向が続く見込みです。このような厳しい状況下ではありますが、加入員の皆様にとっての健康保険組合として事務局一丸となって業務執行を行って参りますので、今後とも事業主皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◆令和7(2025)年度健康保険料率及び介護保険料率(令和7(2025)年3月分(4月告知分)より変更)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	備考
健康保険料率	99.000/1000	99.000/1000	一般保険料内訳 基本保険料率(含) 59.926/1000 特定保険料率(含) 37.774/1000 調整保険料率(含) 1.300/1000
介護保険料率	17.200/1000	16.900/1000	

※基本保険料・・・加入員の医療制度にあてるための保険料

※特定保険料・・・高齢者の医療制度を支援する(後期高齢者医療制度等にあてる)ための保険料

※調整保険料・・・健保組合間の共同負担事業費等

※介護保険料・・・市町村に代わって被保険者(40歳以上65歳未満)から徴収。

保険料率は国が定めた介護給付費納付金に基づき決定するため毎年見直しを行う。

#### ◆任意継続被保険者標準報酬月額上限

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	備考
標準報酬月額 上限	360千円 (355,808円)	360千円 (361,221円)	

※任意継続被保険者標準報酬月額上限・・・前年9月30日の当組合の平均標準報酬月額をもって算定する。